

平成25年第2回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成25年6月13日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時

平成25年6月13日（木曜日） 午前10時00分～午後2時25分

---

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：元吉峯夫	総務部部長待遇兼財政課長：佐藤芳彦
議会事務局長：木村喜代美	神岡支所長：伊藤利之
西仙北支所長：今野幸宏	中仙支所長：皆川 貢
協和支所長：武田春樹	南外支所長：伊藤敏夫
仙北支所長：竹内徳幸	太田支所長：草薨 均
総務部次長兼防災管理官：郡山茂	総務部次長兼税務課長：佐藤哲男
会計管理者：柴田敬史	監査委員事務局次長待遇兼事務局長：佐藤智弘
総務課長：伊藤義之	秘書課長：富樫公誠
契約検査課長：久保江信晴	管財課長：舛屋博之
総合防災課長：進藤 久	選挙管理委員会事務局長：藤井幸雄

---

市民部長：山谷勝志	次長兼国保年金課長：小野地淳司
環境交通安全課長：平 寛二	市民課長：小田原大造
消費生活相談室長：西村とも子	

---

議会事務局職員出席者

参事 伊藤 雅 裕

---

審議案件

- 第1 議案第82号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第2 議案第83号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第3 議案第84号 大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第4 議案第85号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第5 議案第86号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第6 議案第88号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
  - 第7 議案第89号 平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第8 議案第90号 平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 第9 請願第18号 「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」に関することについて
  - 第10 陳情第60号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求めることについて
  - 第11 請願第17号 大仙市四ツ屋字上前村地内消火栓設備新設について
- 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
- 閉会中の委員派遣について
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。

はじめに、元吉総務部長、お願いいたします。

○総務部長（元吉峯夫） おはようございます。

はじめに市長から本会議でご報告を申し上げましたけれども、総合防災課の条例改正並びに税務課の事務処理のミスにつきまして、改めてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

本日の総務民生常任委員会でご審議を頂きます総務部所管の議案は給与削減などの条例案5件、及び人件費、災害弔慰金の支給、常設排水ポンプ設置などの一般会計補正予算、第2号の合計6件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、進藤総合防災課長が怪我によりまして療養中のため、関係部分につきましては、郡山総務部次長が代わって説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

次に、山谷市民部長、お願いいたします。

○市民部長（山谷勝志） おはようございます。

はじめに岩手県からの災害がれきの受け入れにつきまして、宮古市からも可燃系混合物につきましては検査も順調に進んで、搬入も順調も進んでおります。また、野田村からの不燃系混合物につきましては、県の環境保全センターの方に1日150トンほど順調に、これも水質検査等問題なく進んでおります。

今次、定例会に上程しております市民部関係の案件につきましては、一般会計補正予算第2号と国民健康保険事業特別会計補正予算第1号および後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の3件となっております。説明につきましては、関係課長が行いますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔に願いたします。

なお、説明は、座ったままで結構であります。

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは、はじめに議案第82号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第83号、「大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第84号、「大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件は関連がありますので、会議規則第89条により、一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） それでは議案第82号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第83号、大仙市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第84号、大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページから7ページになります。

本3件につきましては、国において東日本大震災の復興財源確保のため、平成24年4月から国家公務員の給与を削減していることを踏まえ、地方公務員についても防災、減災事業、地域の活性化等の緊急かだいへの対応をするため、本年7月から国と足並みをそろえるよう要請が出されたことを受け、一般職の職員の給与を削減することとして

おりますが、市長につきまして使用者として自ら減額を行うもので、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給料月額5%、4万3,000円減額し、80万2,000円とするものであり、副市長におきましても、市長に倣い5%、3万5千円減額し、64万7千円とするものであります。なお、本案につきましては、去る5月21日に開催しました大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、妥当との答申を得ております。

また、教育長及び常勤の監査委員におきましても、それぞれ市長に準じまして給料月額4%を減額するもので、教育長にあつては、2万6千円、常勤の監査委員にあつては、2万4千円それぞれ減額し、本3件につきましては、いずれも公布の日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本3件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本3件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第85号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 議案第85号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の8ページと9ページになります。

本件につきましては、申し上げましたとおり国の要請に基づき行うものでございますが、平成24年度からの国家公務員における平均7.8%の給与減額により、平成24年度の大仙市のラスパイレス指数は、「101.5」でございます。このため、国よりも1.5ポイント高い給料水準となり、国と同水準とするため給料を1.5%削減するものでございます。

これによりまして一般行政職における平均給料月額、現在315,087円となつてございますけれども、4,726円減額となり、平均年齢43歳11月で310,361円となります。

また、給料月額をもとに算出されます期末手当・勤勉手当、及び地域手当においても連動して減額されることとなります。

なお、今回の要請には管理職手当も含まれておりますけれども、規則において定めているため議案では触れておりませんが、管理職手当を10%減額することとなり、従来20%削減しておりますので、今回の措置と合わせ30%減額することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 今回の国の要請を受けて、給与削減を行わない自治体もあるというふう聞いておりますけれども、秋田県の教職員或いは栄養職員とかっているわけですが、秋田県の対応はどうなっているのか。もう一点は、他市町村で今回の国の要請を受け入れないで、給与削減をしないというふうに言っている自治体はどれくらいあるのか、もしわかりましたらお願ひいたします。

もう一点は今回の給与削減を行わなかった場合に例えば地方交付税を、その分減額するとか、或いは交付金、補助金等の減額とかというようなペナルティというふうなものが、示されたものなのかどうか、お願ひいたします。この2点をお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） ご質問の件でございますけれども、県の対応につきましては、まだ正式な見解が示されてございません。ただ、報道によりますと、今後県民の生活に

影響が出ればまずいので、対応について慎重に考えるというふうな知事のコメントが出されているようでございます。

2点目の県内の団体の市町村におきましての未実施の団体ということでございますけれども、国の要請がラスパイレス指数の比較の要請となつてございます。このため、ラスパイレス指数が100を下回っている団体については、今回の削減は行わないとの情報を頂いております。正式には各団体の市町村議会において審議されることと思いますので、まだ開かれていないところについては、正確には申し上げられませんけれども、そういった状況のようでございます。

それと市におきましては、秋田市は実施しないというふうに伺つてございます。

今回の削減の実施について、対応の方針については以上でございます。

それと3点目のペナルティに関してでございますけれども、総務省の総務大臣の要請でありますけれども、実際に地方交付税法の本旨に基づいてペナルティは行わないというふうなお話は伺っておりますけれども、さまざまな事業を進めて行く上で、支障が全く無いとは言えないのかなと、自分レベルな話しでございますけれども、そういった懸念はございますけれども、ペナルティという点に関しては有るとは伺っておりません。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 秋田市は実施しないというふうなことのようでありましてけれども、参考までに秋田市のラスパイレス指数というふうなものがどういうふうになっているのか、参考までに教えていただければありがたいです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 秋田市のラスパイレス指数は108.8と伺つてございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 総務課長、今交付税に算定が若干影響あるかもしれないという発言されたけれども、国では無いという以上は、無いことだしべ。私心を述べることで無く、国では無いという以上は無いと言わねばいけないんでないしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） 大変失礼しました。国では無いと言っておりますので、無いと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。



○委員（本間輝男） それでだ、これよ、復興財源確保のために国家公務員がそうするというのに地方公務員も倣うということは決して悪いことでは無いし、我々議員も1.5%を下げることを提案しているんだから、それはそれで良いんだけど、管理職手当がよ、従来から20%下げて、更に10%下げることについて、ここにおられる方が全部が幹部職員だけでも、これに対して抵抗あるとか無いとかということは聞くことは、大変きついかもしれないけれども、これに対しては何も無かったものですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） それでは管理職手当の20%の話しをさせていただきたいと思っておりますけれども、現在20%削減している部分については、当初は単純に景気の動向を踏まえた削減でございましたけれども、実は、平成22年の人事院勧告で、これは23年度実施でございますけれども、55歳を超える職員につきまして、民間と比較し、その部分がちょっと高いというふうな勧告がございまして、55歳以上かつ管理職にある者にあつては、給料月額の100分の1を削減していただきたい、と県の人事院会の勧告が出されたところでございます。この100分の1の給与の減額につきましては、給料及び期末勤勉手当にも反映されるということも踏まえまして、他の自治体におきましては23年度から実施したところでございましたけれども、本来、大仙市におきましては、管理職手当20%削減してきておりましたので、その削減額が100分の1の部分と管理職手当20%の部分と比較しまして、ほぼ同額レベルの削減になると、いうふうなことを踏まえまして、大仙市におきましては、この55歳以上の給料の100分の1の減額は実施せず、そのまま管理職手当20%を削減してきている状況でございます。このため、ここの部分、今回の削減要請には元に戻すという部分はございませんでしたので、そのまま管理職手当20%プラス、今回の削減要請部分10%併せて30%を削減するというところでございます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） まあわからない訳ではないですけれども、説明を聞けばそのとおりでかもしれない。ただな、感情的に言えば、55歳以上である程度昇給も止まってくる。職員の方々、責任のある中で、管理職手当なんぼ貰っているかここで言う必要は無いけれども、10万も貰う人はまずいないと思うんですよ。はっきり言って。支所長であろうが、部長であろうが。その30%と言えば、仮に6万円にしたたって、2万円落ち

ることだんしべ。大変な額がしよ、これ。本給云々じゃなくて。だからそこら辺に関してよ。市長部局では十分に検討したという意味だしな、部長。

○委員長（渡邊秀俊） はい、元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 今、総務課長から55歳以上の職員の給与の削減の話しを申しあげましたけれども、この管理職手当の30%カットにあたっては、仮に一度、戻してですね、55歳以上を1%カットして、国から要請の管理職手当10%を削減した場合ということも我々、検討いたしました。ただやはり本俸の方を削減しますと、このあと年金等への影響も十分考えられますので、今回は管理職手当20%削減そのままにしておいて、さらに国から要請の10%を加えるというような対応というふうにさせていただくことにしたものでございます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） いずれしよ、定年延長の時代に入った中で、60歳以上の再雇用についてどうするのかは、これから決めていくことだと思うんだけど、そこら辺の絡みも含めてあえてここできちんとしていかないといけないという意味でお聞きしました。

いずれ、これは来年から定年延長が始まって、市役所でも十分に検討しているんしべ。だとすればその勤勉手当とか管理職手当に関してどういう扱いになるのか、そこら辺をきっちりと捉えながら、定年延長に向かってください。おわります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 少し長くなりますが、討論させていただきます。

議案第85号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に反対をいたします。

本条例案は、公務員の給与の削減案であります。地方公務員給与削減は、もともとは民主党、野田政権時代に国家公務員給与の7.8%削減の実施と併せて地方公務員の給与削減についても検討されていたものであります。

自民党も昨年の総選挙公約で公務員人件費を国と地方併せて2兆円削減することを掲げ、2013年度の予算から早手を付け、地方が削減を実施することを前提とした、

地方財政計画を閣議決定したもので、ありました。この地方財政計画に基づき、地方の一般財源総額を前年並みに抑え込んだとしながらも、7.8%となる地方公務員給与削減とともに、生活保護費など生活保障関連経費の大幅な削減を焦点とする、地方交付税法等の一部改正が行われたものであります。

今回の地方財政計画での地方公務員給与削減の措置に対して、地方6団体が自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治の根本に抵触する、また地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されない、との趣旨で抗議をしたのは当然でありますし、当大仙市の栗林市長もこの立場で抗議をしている訳であります。

だいたい政府自身がデフレからの脱却を旗印に掲げて、財界に労働者の報酬引き上げを要請している時に、巨額の人件費削減を地方に強要するなどは、矛盾の極みであります。

公務員給与削減による経済のマイナス効果はそれだけでも1兆2千億円とも言われ、地域経済への打撃と同時に民間の賃金引き下げに連動するものであります。

さらに言えば、2年間としている国家公務員給与の削減期間の延長の主張も一部で出されておまして、地方公務員給与削減という措置が、今回だけの問題に留まらない危険が言われております。

このように震災からの復興を口実にしておりますが、その実態は地方交付税削減のために、地方自治体に社会保障関係費削減とともに、公務員給与削減を強要する地方財政計画に基づく措置でありまして、これを受け入れた本条例案は認めることができないのであります。

以上から反対討論を終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 賛成の立場で賛成討論します。

今回の措置に関しては、東日本復興財源という大義名分でございます。

当市においては全国に先がけて、三陸のごみの引受をした積極的な大仙市でございますし、復興財源という名の下に、全国民が協調関係を取っていくということについては、賛成でございます。

まして、大仙の取り組みについては、全国的に大変な反響を呼んだことも事実でございます。

今ひとつは、当秋田県の地方経済がかなり低迷しているということが第1点。それから市役所職員だけが、給料をそのまま頂くというようなことだけは、やはり市民の理解が得られない。我々議員にとっても、給料の削減を踏み込んでやろうという意思の中で、職員同士においても、協調関係を持つべきだとやむを得ない措置であると。

その実施に関しては、明年3月までの措置ということで、復興財源のために、大仙市も協力しようということについては、賛成でございます。

なお、先ほども申し上げましたが、職員の定年延長もにらめながら、将来の職員定数、及び人件費のあり方がどうあるべきなのかということも十分に明年からは検討されることを願ひまして賛成討論とします。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第86号、「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。郡山次長兼防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 説明に入ります前に、本条例の改正が不整備で、時期的に大変遅れましたことに対しまして、重ねてお詫び申し上げます。誠に、申し訳ございませんでした。

それでは、議案第86号、「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料No.1の議案書11ページをご覧ください。

東日本大震災の甚大な被害発生を受けまして、国は災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律を平成23年7月29日に施行しております。

災害弔慰金の支給遺族の範囲を拡大することが見直されたことにあります。

このことに伴い、市の条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、1点であります。

4条、災害弔慰金を支給する遺族、第1項第1号の中に「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下、この項において同じ）」を加えるものでございます。

さらに4条の1項に第3号を新設しまして、（3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合にあつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給するものとする。を、加えるものでございます。かっこ書きで死亡者の死亡当時その者と同意し、または生計を同じくしていた者に限るということが付け加えられております。

附則としまして、公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用することを明記するものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしく審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 豪雪などで、屋根の雪下ろし中に転落して亡くなったというようなケースがこの間もありましたけれども、そういった場合、家庭の世帯主ではない、こうした子ども或いは兄弟と言う方々がそうした被害に遭われた場合、弔慰金というふうなものが対象になるものなのかどうか。そこら辺教えてください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 議員ご質問の豪雪の例でございますが、過去、4年間を振り返りみますと、ひとはち豪雪と言われました、平成17年度の雪害で4名の方が亡くнаられております。この4名の方々には災害救助法が適用になって、災害弔慰金が支払われております。

また、23年度が1名、それから本年度といたしますか、24年度につきましては2名、災害救助法の適用で弔慰金は支給されております。以上でございます。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第88号、「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご協力をお願いいたします。

所管する補正予算について、説明をお願いします。

はじめに、伊藤総務課長。

○総務課長（伊藤義之） それでは議案第88号、平成25年度一般会計補正予算（第2号）のうち、総務課関係についてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書につきましては、24ページが特別職、25ページが一般職の給与明細書になります。また、資料No.2-1事業説明書は1ページから2ページになります。

始めに一般職の人件費についてご説明申し上げます。

補正予算書25ページの方でございます。

給料につきましては、一律1.5%引き下げしまして、3,390万6千円の減額となります。また、手当につきましては、管理職手当10%減額分が668万5千円、また、給料引き下げに連動しまして期末手当・勤勉手当につきましては、835万5千円。

地域手当について9千円それぞれ減額となりまして、手当全体で1,504万9千円となります。

次に、特別職についてでございます。24ページでございますけれども、市長、副市長においては、給料の5%を引き下げし、給料分として101万7千円、期末手当におきましては、20万4千円それぞれ減額となります。

また、代表監査委員の人件費としては、給料の4%を引き下げ、給料分として21万6千円、期末手当として4万3千円それぞれ減額となります。

なお、教育長につきましては、一般職分の方に含まれてございます。

事業説明書の2ページ目となりますけれども、これら減額を行いまして全会計におきましては、5,828万2千円の減額補正となります。

以上、総務課関係の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、郡山次長兼防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） それでは、資料2-1 主な事業の説明書の3ページを、お願いいたします。

災害救助扶助費でございます。3款5項1目80事業、先ほどご承認いただきました災害弔慰金の関係でございます。これは、国の法律及び大仙市の「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づきまして、災害救助法が適用になりました今冬の雪害で亡くなられました2名のご遺族に対しまして、災害弔慰金を支給し、残されたご遺族に対し、福祉及び生活の安定に資するものでございます。

支給金額は生計維持者の場合は500万円、そうでない場合は250万円、負担比率は、国が4分の2、県と市が4分の1の割合となっております。

補正額は、751万4千円でございます。

その概要でございますが、1人目は、本年1月29日、横手市雄物川町のカントリーエレベーター建設工事現場で屋根からの落雪により高さ約7メートルの足場付近から転落し、亡くなられた30歳、男性の方でございます。

この方は、大曲福見町にお住まいで、9歳を頭に3人のお子さんと奥さんと生活されておられました。一家の生計維持者でございます。残されたご遺族様に対しまして、500万円の弔慰金と死亡診断書交付手数料4千円の手数料を支給するものでございます。

2人目は、本年2月22日、午前9時35分頃に、協和水沢地内の用水路でうつぶせ状態で「社会死状態」で発見されました、39歳の男性の方でございます。

自宅の南側の用水路部分の雪を階段を作って、用水路に詰まった氷をスコップとツルハシで割る作業をしていましたところ、誤って転落したものと推定されております。

この方は、独身で扶養者もございません。生計維持者には該当しないということで、お父さんに対しまして250万円の弔慰金と死体検案書1万円の手数料を支給するものでございます。

財源の内訳でございますが、国・県支出金が562万5千円、一般財源としまして、188万9千円でございます。

続きまして、次のページの4ページをご覧ください。

9款1項4目13事業、事業名、水害対策費。

これは、主として、雄物川流域に関わる常設排水ポンプ場の2ヶ所の設置工事費及び当該工事にかかる実施設計などの業務委託費でございます。

補正額は、3,533万3千円でございます。

国の「元気臨時交付金」を活用した事業でもあります。

事業の概要でございますが、1ヶ所は、雄物川流域の花館柳町ノートルダム大曲、旧平安閣裏でございます。ここの排水施設の工事で、現行の毎分8tの排出量を19tから最大23tの能力向上を据え付ける工事でございます。また排水作業のたびに人力でビニールホースを展開しておりましたが、常設の配管を堤防に敷設する方式に更新するものでございます。また、予備の管も1本設置します。この工事費に2,206万500円。2ヶ所目は、一昨年の水害時、堤防から漏水し、水防工法であります月輪工法で対応しました窪堰川の福田団地裏でございます。川福橋上流に排水施設を設置する工事でございます。

現行の6インチ2基のポンプによる能力から8インチ1基と、ビニールホースを展開する方式から先ほどと同様、常設の配管を敷設する工事でございます。予備管の1本設置する予定でございます。この工事費に1,182万4千円でございます。

トータル、この2ヶ所の常設ポンプの設置工事に3,388万5千円。

次に、この2ヶ所の工事の設計に係る業務委託費であります。花館柳町と福田団地用の測量・河川協議資料作成業務委託費に99万7,500円、花館柳町用の実施設計業務委託費に45万円でございます。



財源の内訳でございますが、国・県支出金が2,710万8千円、77%、一般財源としまして、822万5千円、23%でございます。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは議案第88号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第2号）のうち、国保年金課所管分につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の14ページをお開き願います。

歳出の3款1項1目、社会福祉総務費の90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金1,401万2千円の減額補正でございますが、内訳は国保税の算定について前年所得により再試算した結果、国保税軽減額について、一般会計から国保会計に繰り入れされる保険基盤安定制度繰入金が当初見込みより減となることから1,349万8千円を減額するもののほか、職員給与費の減額分51万4千円の減額であります。なお、保険基盤安定制度の財源ということで、国民健康保険保健基盤安定負担金の国、県合わせまして、1,012万4千円を減額してございます。

次に、15ページをお開き願います。

4款、衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金13万3千円の減額につきましては、職員給与費の減額分の繰出金の補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 災害弔慰金について、少しお尋ねします。

国の災害救助法が適用になった場合には、これだけの弔慰金が出るわけですがけれども、当大仙市では、そうした豪雪指定というか、常日頃そうになっておりました、災害救助法が適用ならずとも、毎年屋根の雪下ろしは必要な場所なのでありまして、この間、事故はいろいろ起こったわけですがけれども、救助法の適用なるかならないかでこうした弔慰金の支給にならないケースもままあったかと思うんですが、市民の立場から見ると、少

しその辺の、不公平感といいますか、そうしたことを感ずるわけですがけれども、その辺の改善方とか、何か方策がないものか、ちょっと所見を聞きたいと思えますけれども。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 佐藤文子議員のご質問ですが、あの所見ということではよろしいでしょうか。

○委員（佐藤文子） それしかねしべ。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） わかりました。

災害救助法が適用にならなかったケース、なった場合の不公平感でございますが、これは国の法律の範疇でございます、まことに議員がおっしゃられるとおり、疑義ある部分もございますけれども、この法の枠組みの中で国が4分の2も遺族に対して弔意を示すために現金を支給するという、法の建前もございます。この災害救助法の適用外につきましても、国が決定する権限を持っておりますので、はっきり申しまして、一自治体として、この災害救助法に対して、希望としては今、文子議員が言われたとおり、全てのケースで採用になれば良い訳ですがけれども、ならない場合もあるという中で動いていると、いうふうに理解していただければと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そこで、災害救助法が適用になってもならなくても、大仙市民がこういう状況で、亡くなるというふうなことに対する大仙市としての弔意の表し方というふうなこともそろそろ検討されても良いのではないかなと私は常に思っているわけですがけれども、それで、見舞金とかというのはあったかどうか、ちょっと定かではありませぬけれども、いずれそうした見舞金以上のそうした弔意に値するそうした大仙市としての独自のこの考えというふうなものも、そろそろお考えになったらどうでしょうかというふうなことなんですが、どうでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、郡山防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 災害弔慰金とこの条例の中の支給等の、等の中に見舞金が入ってございまして、昨年の春に起きました爆弾低気圧による屋根の剥離等につきましても、その都度、議会のご承認を経て、見舞金の条例を改正しておる次第であります。従いまして、地震がありました23年の6月23日、24日の記録的な洪水の水害につきましても、床下浸水、あるいは事業所、農業小屋も含めまして見舞金を支

給しております。そういった面では大仙市としては、単独でこういった災害に対する弔意は示している自治体だと認識しております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうした市の災害見舞金の内訳については大体、こうわかっているつもりなんですけれども、そこにいわゆるこの、屋根から落ちて亡くなるようなそうした被害というふうなものに対しての見舞金というふうなものは、決して無かったような気がしますけれども、そういうふうな意味で、大仙市としてのそうしたこの豪雪時の転落事故というふうなものに、災害救助法が適用ならない場合でも、市として弔意する、是非その辺を今後の検討課題として上げていただければと、いうふうに部長さんの方にお願ひしておきます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 災害救助法の枠組みの弔慰金というのは、やっぱりその国の制度でありますので、それでまずは国の枠組みの中で私ども、一緒に弔意を示すという形で弔慰金を差し上げているわけです。それでおっしゃるとおりに、災害救助法が適用されなかった時に、同じようにやはり屋根の雪下ろしで亡くなられた方もおりました。そういった方々へは、制度がこういう仕組みになっておりますので、支給することが出来なかったわけです。そういった災害救助法が適用されなかった時に市独自のそういう弔慰金なり見舞金の支給制度についてというお話かと思うんですが、これは確か一般質問でも同じようなお話があったように記憶しておりますけれども、一般論で申しますと、それがその災害認定になるかどうか、ということがですね、なかなか私たち市町村レベルでこれを判定するのは、なかなか難しい実態が実はあります。

それで、この災害救助法適用の弔慰金についても、実は県の方に申請をしまして、県の方が国の方に伺いを立てまして、そしてその災害適用なるかどうかという、ご判断を頂くこととなります。そうした時に一つ、私たちの部内で議論になったのは、その認定を市独自で本当にきちんとできるだろうか、ということです。

簡単に言うと、雪下ろし無くなれば、そうすれば良いじゃないかなと議論もあるわけなんですけれども、そういったこととなりますと、大分、政策的な話しになりますので、その点につきましては、今日、委員会でこういうご意見、ご要望があったということをおし伝えたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（佐藤文子） はい、お願ひします。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財政部長、ちょっとお聞きします。3点ほどお聞きします。

予算書の9ページ、地方交付税に今、特交部分、特別交付税が3,271万5千円入っているんだけど、時期的に今、特交が入るような時期ではないんだけど、この財源的な説明をまずしてください。

もう1点。予算書10ページ。出納閉鎖がされた段階において、430万円の繰越金、前年度繰越金があると思うけれども、これが最終の繰越なのかどうか、留保財源がいくらかどうか、持っているはずなんだけど、これは一時的な前年度繰越金の430万円の性格なのか、まずこれ2点目。

3点目。予算書11ページの原発事故賠償金について、これに対して説明が無いということでは、やはり議員として、やはり認識不足ということになりますので、金額が665万円ほど入っています。秋田県はどうかのこのない地域であります。665万円の原発事故賠償金についての歳入部分でどういう性格のものなのか、これの3点をお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤部長待遇。

○総務部部長待遇兼財政課長（佐藤芳彦） まず9ページの関係であります。特別交付税の今回の予算計上額につきましては、農業関係の災害復旧事業費、それからただいまご説明申し上げました、災害弔慰金、それから今回、任意接種であります風しんの予防接種の助成金。これらの財源として計上したものであります。

それから次のページの前年度繰越金の関係ですけれども、現在、予算書の予算計上累計額は3億6,077万7千円となっております。24年度から25年度に繰り越しします実質収支額は、現在6億4千万円余りでございます。そういった関係で、この6億4千万円と3億6千万円の差額分、これについて今、予算計上を留保しております。これが留保財源という形になります。

それからもう1点、東京電力の原発事故の損害賠償金、これについてご説明漏れがありましたので、これにつきましては、平成23年度に携帯型の放射線の測量装置を3台購入しております。その時点において、県との協議を進めておりました、これについては原因者負担を求めていくということで、東京電力に賠償を請求するというので県と協議をしてきました。

ただ、なかなか協議がまとまりませんでしたので、今回やっと25年度に入りまして、協議がまとまりました。そういった関係で、664万9千円のうち、650万4千円につきましては、ただいま申しあげました機械の購入費です。それからもう一つは、下水道関係の乾燥汚泥の放射能の分析を委託しておりました。これが14万5千円ほどになります。これら2つが今回、県を通じて東京電力からこれについては、4月になりまして、協議が整いましたので、今回の補正予算に歳入として計上になります。ただ、歳出の方はすでに23年度に支出しておりますので、歳入、これは特定財源でありますけれども、充当する箇所がありませんので、今回、歳入の受け入れという形になります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 財政部長、9ページのこの特別交付税の中さ、風しんという話が出ただけけれども、大仙市も40歳までの方々の風しんに関する接種に全額を出すというような形だとすれば、これは特別交付税の場合はきちんとした使用目的があるなし別にして、風しんに関しては国から強力的にやれというようなことできた性格のものなのかどうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤部長待遇。

○総務部部長待遇兼財政課長（佐藤芳彦） 今回、予算計上しましたのは、先ほど言った災害復旧関係費、それから風しんの予算額のうちの半分です。半分以上をまず特別交付税で見るということで予算計上しました。法定接種の場合は既に交付税で措置になっております。これは任意接種でまだ交付税で措置になっていない部分でありますので、今年度の特別交付税の要望の際に、この点について国の方にこれらを含めて特別交付税も要望額に加算をして要望して参るつもりであります。

特別交付税につきましては、ルール分とそれ以外の部分がありますので、そういったところで要望して参りたいと思います。以上であります。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は議案第 88 号、平成 25 年度大仙市一般会計補正予算に反対をいたします。

議案第 85 号の条例改正案に反対した関連予算でありますので、人件費削減が盛り込まれております。中には元気臨時交付金等を活用した事業が盛られておりますけれども、人件費削減に反対というふうな立場から本予算案にも反対するものです。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5 人が挙手）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手、多数であります。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会議の途中ですけれども、11 時 15 分まで、暫時休憩いたします。

---

休憩（午前 11 時 02 分～午前 11 時 13 分）

---

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第 89 号、「平成 25 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。

○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは補正予算書の 29 ページをお開き頂きたいと思っております。主な事業の説明書は 5 ページとなっております。

議案第 89 号、平成 25 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正でございますが、平成 24 年度療養給付費負担金等の精算による返還が見込まれることから、その返還金の補正と人件費の減額をお願いするもので、財源として、国保税における前年所得により再試算した結果、当初予算では 25 年 1 月現在の課税所得比で 2.7% 減として課税所得額を見込み、国保税を計上しておりましたが、農業者

の所得が、米価が上がったことや、戸別所得保障制度による交付金が交付されたことなどにより、課税所得額が当初見込みより5.5%の増と見込まれたことから、国保税の増額を見込み、そのほか平成24年度繰越金を見込んだ補正をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれ1億2,974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億9,888万3千円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、34ページをお開き願いたいと思います。

はじめに歳入でございますが、1款、国民健康保険税9,282万2千円の補正につきましては、本年度は国保税率を据え置くこととしたため、それを基に再試算した結果、米価の上昇や戸別所得保障制度による交付金が交付されたことなどにより、1目の一般被保険者国民健康保険税の1節、医療給付費分現年課税分が6,201万8千円、3節、後期高齢者支援金分現年課税分が1,770万5千円、5節、介護納付金分現年課税分が479万5千円の補正としております。

次に、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1節、医療給付費分現年課税分が296万9千円、3節、後期高齢者支援金分現年課税分が78万7千円、5節、介護納付金分現年課税分が454万8千円の補正としております。

次のページをお願いいたします。4款1項1目、療養給付費交付金375万6千円の減額につきましては、退職分の国保税が増額となることから、その財源とする療養給付費交付金を減額するものでございます。

次の9款、繰入金2項1目1節の一般会計繰入金が1,401万2千円の減額で、基準所得の再算定に伴い、低所得者の軽減額が当初見込みより減となるため、保険基盤安定の繰入金を1,349万8千円、それに職員給与費分として51万4千円の繰入金を減額するものでございます。

10款、繰越金の補正につきましては、平成24年度からの繰越金で、見込額のうち5,468万6千円を補正するものでございます。

次に36ページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目9事業、職員人件費51万4千円の減額補正につきましては、今般、東日本大震災復興財源確保のため、国家公務員の給与が削減されており、地方公務員についても削減されるよう要請があり、これを受けて市においても削減措置を実施することから、給料、職員手当をあわせまして、51万4千円を減額するものでございます。

続いて37ページをお願いいたします。2款、保険給付費の1項1目50事業、一般被保険者療養給付費、2項1目50事業、退職被保険者等療養給付費につきましては、財源振替としております。

次の38ページ、10款、諸支出金1項1目92事業、返戻金1億3,025万4千円の補正につきましては、療養給付費負担金、療養給付費交付金等の前年度の精算返還金見込額を補正するものであります。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 議案第89号、国民健康保険事業特別会計補正予算案、これもさきほど条例案で職員の給与削減案に反対した関連予算が一部盛られております。所得課税額の増加による国保税の補正が主なものにはなっておりますけれども、人件費削減予算が盛り込まれているために反対するものです。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手、多数であります。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第90号、「平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。小野地次長兼国保年金課長。



○市民部次長兼国保年金課長（小野地淳司） それでは、補正予算書の41ページをお開き願います。

議案第90号、平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正でございますが、職員人件費の減額補正で、今般、東日本大震災復興財源確保のため、国家公務員の給与が削減されており、地方公務員についても国に準じるよう要請があり、これを受けまして、市においても削減措置を実施することから、歳入歳出それぞれ13万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,074万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、46ページをお開き願います。

歳入につきましては、一般会計の繰入金13万3千円を減額し、次の47ページ歳出については職員人件費について、同額の13万3千円を減額するものであります。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） （ほかに質疑はありませんか。）

なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 議案第90号、後期高齢者医療特別会計補正予算案、これも職員人件費削減が盛り込まれていることから反対をいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は挙手により行います。

本件は原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

（5人が挙手）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手、多数であります。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、請願第18号、「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法に関することについて」これを議題といたします。

本請願に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。

平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それでは参考意見ではありますが、今般、請願の内容につきましては、下水道の整備とともに事業の経営継続と安定が困難となっており、合特法の目的や主旨にのっとり、速やかな法に基づいた市による支援と合理化事業の実施を要望するという内容となっております。

要望内容といたしましては、合特法に基づく転換業務等の要望事項6項目が請願の中に並べられております。

1点目であります。組合加入事業所の地域の清掃関連発注業務が他地域の事業所に渡らないこと、また、暫時、複数年随意契約とすること

2つ目として、大仙美郷クリーンセンターし尿及び浄化槽汚泥の使用料50%を早期廃止すること

3点目として、小型家電リサイクル事業の回収事業を当組合への委託すること、旧西仙北西中学校の無償貸与による大仙エコタウン構想の策定と具現化をすることです。

4点目であります。冬期の除排雪業務など早期転換業務の洗い出しと発注を行うことです。

5点目として、大仙美郷クリーンセンター、し尿処理場、リサイクルセンター等の委託など代替業務一覧の早期転換業務を実施することです。

6点目として、合理化事業計画の策定と速やかな実施、導入をすることです。

また、その他といたしまして、全庁規模での指導・協力体制の構築と実施を求めています。

秋田循環資源協同組合は、本年3月25日に設立されており、神岡、西仙北、中仙、協和、南外地域の7業者によって構成されております。

ここで合特法についてではありますが、その目的を抜き出しましてご説明いたします。

第1条であります。下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とするものであります。

また、第3条として、一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認、手続の方面でありますけれども、市町村は、一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業、これを合理化事業と申しますけれども、これに関する計画、これを合理化事業計画と申します、これを定め、都道府県知事の承認を受けることが出来るとなっております。

また、第2項では、合理化事業計画には、処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しと処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、並びに業務の縮小又は廃止を余儀なくされる処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項等について定めるものとする事とすること。

それから第3項におきましては、知事は、申請のあった合理化事業計画が環境省令で定める基準に適合していると認めるときは、承認するものとするてございます。

また、第7条におきましては、一般廃棄物処理業者であって、合理化事業計画の定めによる事業転換を行なおうとするものは、その事業の転換に関する計画を市長に提出し、計画が適当である旨の認定を受けることが出来るとなっております。

秋田循環資源協同組合は、7者の誓約書を添付いたしまして、本年3月4日付けの設立認可申請書を知事に提出しております。この中には、設立目的、業界誕生の背景、組合組織概要、主要事業が記載されております。3月25日には、県よりの認可の通知をいただいております。

大仙美郷クリーンセンターへの搬入量の推移についてであります。生し尿については、平成5年度をピークとして、減少しております。ただ生し尿と浄化槽汚泥の合計の数量については、平成10年度がピークとなっておりますが、合計量には大きな変動は見受けられない状況にあります。

これまでの一般廃棄物処理業者からの陳情や要望に関してであります。平成18年4月18日に「市町村合併の特例に関する法律」に対することについて、市議会議長に

陳情書が提出されており、要点は3点であり、平成18年6月定例会の教育民生常任委員会に付託され、6月26日に採択となっております。

このときの提出者は、秋田県環境整備事業協同組合県南支部の大仙地区組合員9業者となっております。なお、この折は、中仙地域は、仙北市環境保全センターし尿処理場に投入していたもので中仙地域の業者は、含まれておりません。

次に、し尿処理場使用料、投入料金のございますけれども、この撤廃につきましては、平成19年9月26日に大仙美郷環境事業組合に秋田県環境整備事業協同組合県南支部大仙美郷地区12業者名で提出され、大仙美郷環境事業組合と大仙市及び美郷町並びに業者団体と4回にわたる会議を開催し、協議の結果、要望書を出し直しすることとなった経緯がございます。

その後、平成20年8月7日に大仙美郷環境事業組合と大仙市長宛に秋田県環境整備事業協同組合県南支部大仙・美郷業者会名の13業者で提出されており、180リットル当たり税込みで84円の使用料を県内平均の税抜きで40円とする要望内容でありましたが、同年10月7日に会議を開催し、また21年2月26日開催の大仙美郷環境事業組合の定例会に上程され、税込みで43円で可決されており、平成21年4月1日からの施行となっております。

なお、21年度から24年度までの4年間に不足したし尿処理場使用料については、大仙市と美郷町で5,172万6,582円を負担し、関係業者への支援を行っております。

次に、し尿汲み取り料金の改定につきましては、平成21年10月16日付で同業者会から大仙市長及び美郷町長に要望書が提出されており、燃料の高騰等の理由により汲み取り料金180リットル当たり税込みで1,365円を2,218円に引き上げ改定するように要望されており、大仙美郷業者会と大仙市及び美郷町並びに大仙美郷環境事業組合4者による会議を開催し、22年5月31日に関係団体に住民代表を加えた合同検討委員会を開催しております。

同年11月7日に第2回目の合同検討委員会を開催し、税込み1,600円の改定案をまとめ、平成23年10月1日からの改定としております。

また、今後の改定につきましては、4年ごとに改定の間を、協議の間を設け、次回平成27年10月改定については、26年度中に協議をすることとしております。

なお、この料金改定については、平成22年12月16日の総務民生常任委員会に経緯等を説明するとともに、平成23年2月22日開催の大仙市廃棄物減量等推進審議会に料金改定案を諮問し、原案妥当との答申をいただいております。

秋田循環資源協同組合からの請願書に対する意見等といたしましては、1つ目として、本要望は、市に関連するし尿処理運搬業者及び浄化槽清掃業者の一部で構成された組合組織であることであります。

大仙美郷クリーンセンターへの生し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の合計については、著しい変化とはいえないことがございます。

また、今後の下水道整備につきましては、合併処理浄化槽に切り替えていく方向にあることがございます。

また、公共下水道施設に関する保守点検業務の発注方法につきましては、下水道法に基づく資格要件を備える者の指名競争入札を行っていることがございます。

また、農業集落排水施設及び市設置合併処理浄化槽につきましては、当該施設の所在地に「浄化槽保守点検業務の登録」を受けている者による指名競争入札を行っており、下水道整備により、影響を受ける一般廃棄物処理業者の業務の安定を保持するという合特法の主旨に照らし、反している点はなく、むしろ法の主旨に沿った形と考えられることがございます。

同組合の要望は、同地域に登録・許可を受けている組合員以外の業者の受注機会の排除及び現在受注している組合員以外を排除することにより、特定の組合員の受注と利益の増を要望していることで、市全体として業務転換による一般廃棄物処理業者の業務の安定につながる方針といえるかどうか疑問であることがあげられます。

2つ目であります。合特法の目的趣旨から言えば、合理化事業計画の策定に当たっては、市に関連する全処理業者の総意と同意、調整を図る必要があると思われる点がございます。

3つ目として、大仙美郷クリーンセンターし尿処理場使用料につきましては、既に平成21年4月より、180リットルあたり84円から43円に改定されていること。また、し尿汲み取り料金についても、4回にわたる住民代表を加えた2回の合同検討委員会の開催及び廃棄物減量等推進審議会などを経た後、平成23年10月より、1,365円から1,600円に改定されていることから、当時と同様に秋田県環境整備事業組合県南支部大仙美郷業者会名で要望すべきと考えられることがございます。

なお、大仙美郷クリーンセンターのし尿処理場使用料の減免分については、合特法の趣旨に則り、支援を継続していることがございます。

4つ目といたしまして、小型家電リサイクル法につきましては、大館市花岡の同和グループが「青森県、岩手県、秋田県」をエリアとし、環境省に認定事業者として、既に申請していることがあげられます。

また、公共の遊休施設につきましては、廃棄物処理施設として活用できる施設が見えないことや、地方自治法により、無償貸与は出来ないことがあげられます。

○委員長（渡邊秀俊） もう少し簡略に説明してください。

○環境交通安全課長（平寛二） はい、5つ目として、冬期除排雪業務につきましては、現在、建設部道路河川課において、除排雪業務の見直しに着手していること、その他市の業務として委託している関連業務については、現在、調査していること。

それから6点目といたしまして、大仙美郷環境事業組合のし尿処理場の管理委託については、現在10年間の長期包括運營業務委託契約がなっていることがあげられます。

あと2つございます。

7点目、合理化事業計画の策定と速やかな実施と導入につきましては、秋田県内では、計画策定事例がないことから、山形市、鶴岡市、盛岡市などの事例調査や環境省からの情報提供していただいているところであること。

それから、対応には、8点目、全庁規模で対応しておりますが、関連する処理業者の総意と同意及び調整が重要である点などがあげられます。

以上、参考意見として述べさせていただきました。終わります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

本件に関して、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。

ありませんか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 当局から参考意見を縷々、まず聞かせていただきましたけれども、私は私なりに、まずこの組合の皆さんの出されている要望について、ちょっと考えてみました。

もう1点は、この組合が実は従来からある大仙美郷環境事業組合という、そういう組織に、組合に入っていると、いうふうなことを知りまして、そうした組合に所属しながら

ら一部の業者同士で新たな組合を作って、その組合として、自分達のこの要望を提出するというこの請願の、そこに少し根本問題を感じたところであります。

何となく組織の団結と、それから組織原則からちょっと外れているのではないかなというふうなところを感じたところであります。

まあ事業組合の皆さんは、組合というものはまず組合員の権利擁護だとか、利益の向上、相互の情報交換などによる住民サービスの向上を図って、もって経営の安定向上を資す、そして住民の福祉の向上に寄与するものだというふうに思いますので、従来の組合があるのであれば、その組合の皆さんでもって十分に、この関係する組合の要望を取りまとめて、提出していただければ良いのではないかなというふうに思いました。

そして、この出されている要望の中身につきましては、50%残っている使用料、これを撤廃して欲しいという、この考えは、この環境事業組合員の皆さんのおかれている状況を考えると、わたしはそれは妥当なものだと、いうふうに思いますが、それ以外の要望についての多くが、いわゆる新たに作った組合の皆さんの利益に誘導につながる内容になっているなど、いうふうなところを感じたところであります。

従って、この請願というものは、もう少し、従来の組合内部での調整、議論を深め、市当局との懇談なども重ねながら、関係する事業組合員の皆さんにとって、全て良い方向への請願内容にして頂きたいものだなど、いうふうに思いますので、この請願にはちょっと私は賛成しかねるなというのが私の考えです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ほかにございませぬか。

はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今、参考意見ということで平課長の話をお聞きしますと、この請願そのものが、あたかも、今、佐藤議員が言われたようなことも当然有るわけなんですけれども、内容を見ますと、非常にこう難しい或いは、市単独でも対応できない、出来かねる参考意見になっているわけで、非常に我々もこう、今日正直言って傍聴者も関係者が来ておるわけなんですけれども、これに直ぐ私ども、賛成か或いは採決して、採択するかしないかは、非常に厳しい対応をせざるを得ないのではないかなと、こういうふうに思っております。

後ほど、まあ、おそらくいろいろ皆さんからご意見があるかと思っておりますけれども、現段階で、私どもこの委員会で、大仙市議会として、この内容を見ますと、非常にこう、議会として、受け入れることが、非常にこう判断に悩ましい内容になっております。そ

してまた、議会独自でこれが良いとか悪いとかという問題じゃなくて、やっぱりこういった問題は、市として或いは許認可出す、市或いは県も出している訳ですけれども、そういった中での、或いは市当局が判断すべきであって、私、議会として採択してこれをやりなさいとか、やめれとかといった内容ではないのではないのかなというのが第1点。

それから、もう1点は、実際問題として、私どもこの一部事務組合での処理ですので、果たしてこのクリーンセンターを抜きにして議会だけで、私ども大仙市議会だけで、これを採択して、これをやるべきだとか、とかの内容では無いのではないのかなと、非常にこう厳しい、私の、皆さん聞いているように聞こえるかもしれませんが、現実問題として非常にこう、我々の委員会に任せてもらっても、非常に何というか苦しい状況ではないのかなと、それからもう1点、佐藤さんも言われたように、やっぱり業者の皆さんが、今まで、大仙美郷業者会ですか、こういった仙北市も含めて15社がある訳ですけれども、仙北市が2社あって、除いて13社が合同で、こういった内容だとすれば、当然我々も美郷町とも連携しながら話し合いをしながら、受け入れることができるかと思えますけれども、なかなか今の段階では、非常に厳しい状況ではないのかなと、こうまあ傍聴者の皆さんに大変こう申し訳ない言い方だかもしれないけれども、非常にこう内容については十二分に我々は理解できるけれども、実際問題としてやっぱり全員で、こういったものを上げてきてもらわなければ、循環資源協働組合以外の方がどういった感覚になっているものなのか、どういった考えになっているのか、ちょっと私どもはそこら附近も不明ですので、ちょっとこれを今すぐ、採択するとか、採決するとかという、非常にこう難しい内容ではないのかなと、何とかこう、私は基本的にそう思っている内容です。ましてや今、課長の話を聞くと、非常にこう後向きな、何というしか、課題ですので、非常に私どもも申し訳ないですけれども、傍聴者に申し訳ないですけれども、今の段階ではそういった現状ではないのかなと私はそう思っております。

従ってこの件について、今すぐ採択するとか、採択しないとかの問題はちょっとこう非常に厳しいのではないのかなと、思っております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩いたします。

---

休憩（午前11時49分～午前11時59分）

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を再開いたします。はい、本間委員。



○委員（本間輝男） この請願につきましては、紹介議員2人が名を連ねている中で、業者さん方も止むにやまれない事情だと私は理解します。

まず基本的には、下水、農集が非常に進んだということ。それから経済状況が非常にあんばい悪くなってきた、公共事業も減ってきた、そういう中で業者さん方が大変な状況を考え見れば、やはり業者さんの仲間でなんとかしたいという合特法に掴まるというような気持ちで、おそらくこの事業に則ってきたと思います。で私はここであえて申し上げますが、旧町村時代からやっぱり、業者さんが独占化するような状況の中、それから指名入札という名前は付けているけれども、中仙なんかは角館地域から2社も入ってくると、中仙に1社しかいないと、というような特異な事項もあるということも事実です。

私自身は、そういうことを考えると、指名入札というのは非常に良いことばだけれども、なかなかそこまでは、業者さん方が、やはりやむを得ない事情で私は請願されたというふうに理解します。

ただ、やっぱり先程から言われたとおり、大仙美郷の全体の業者さん方のご意見もあるわけなので、そこら辺も十分に加味する必要があると思います。

私はそれなりに勉強した中で、議会として議決行為をしなければならないとは条文に一つも無いわけです。

組合の設立に関しては、市長が知事に提出をして、知事が認可すると、というのが本来です。ところが議会に出したということは、何としても市が動いて欲しいということで出したというふうに私は解釈します。

そこを考えますと、やはり議会が馴染まないというふうに蹴ることは簡単ですが、やはり執行機関である市長なり、もう少しやはり議会なり、それから当局である課を含めて今少し勉強する機会が必要ではないかということを考えます。

それからさらに今、市の下水の方向は農業集落排水、公共下水がほぼ工事としては終了に入っています。これからは、遠距離地、それから何としても下集排ができないところは、集合の合併槽の時代に入っていきます。その方向にもう進んでいます。

やはり既存の既得権だということで、まあどこの業者とは申し上げませんが、大曲市内のやはり大きい業者さんは、そういうところにどうしても足をかける傾向にあったことは事実だと思いますので、やはり市当局、市長の考え方、それから大仙美郷の環境保全センターとの協議の中で、やはり今一度、良い方向に持って行く為には、やはり少し時間をいただきたい、これが私どもの本音ではないかと私は思います。

要望の中に西仙西中学校の家電リサイクルセンターの敷地を貸して欲しいというようなことがありました。これに関しては管財との協議もあります。やっぱり遊休地の有効活用という中で市役所はかなり頑張っていますが、これも今少し時間が必要だと思います。

私は今出されたこの案件について、修正するとか、取り下げとか、そういうことは申し上げません。私が申し上げたいのは、いずれし尿処理、ごみ処理、それから小型家電リサイクル法に関しては、将来の大仙の大きな課題だと思っております。

今一つは、旧町村時代からごみの捨て場が今、処理に大変困っております。各町村、南外も含め、西仙も協和もみんな、あの昔埋めたあそこも何として維持管理していくかが大変な時代に入ってきました。ですからやっぱりこの問題については、ただ単に組合の方々だけでなく、将来の大仙市のこういう汚染物についてどうするかという、大きな視点で考えるならば、我々議会にも今少し時間を貸して欲しいし、市当局に対しても今少し勉強して頂いて、もう一つ踏み込んだ形にして頂く、それから提出者の方々もどうすればこの具体的な計画が実現できるかというものを、やはりもう少し協議していく方向にあると思いますので、今少し時間を貸していただくために、継続審査ということで皆さん如何ですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） はい、本件については、継続審査を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

本件は継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手 5 名）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手、多数であります。

よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

よって本件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査申出書を委員長名で提出いたします。

会議の途中ですけれども、午後 1 時まで休憩いたします。

---

休憩（午後 1 2 時 0 6 分～午後 1 時 0 2 分）

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を再開いたします。

次に、陳情第60号、「ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求めることについて」を議題といたします。

本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。郡山次長兼防災管理官。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 参考意見、特にございません。

○委員長（渡邊秀俊） 本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、これより採決いたします。

本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（異議なしのとき）

○委員長（渡邊秀俊） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま、陳情第60号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。

この意見書案について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

休憩（午後1時08分～午後1時09分）

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を再開いたします。

次に、請願第17号、「大仙市四ツ屋字上前村地区消火栓設備新設について」を議題といたします。

本請願については、当局より参考意見を聞いた後に、現地を調査し、採決したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは本請願に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。

郡山次長兼防災管理官。

- 総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 消火栓の新設・移設などについては、他の地域からも同様な要望が多々ございます。これまで、消火栓の新設につきましては、消防法の20条の第1項の規定に基づきまして消防水利、いわゆる消火栓、防火水槽、池、プール、井戸、個人で付けた私設消火栓などの、この位置を基点といたしまして、140mの円を描きまして、その範囲に入っているか入っていないか、等々を地元や消防本部と協議を積み重ねて、その必要性を検討します。

次に、水道局の上下水道台帳などから水道本管のルート of 適合性或いはその口径、その消火栓を付ける、の有無、それと本当に今直ぐ必要なのかといった現地調査をやった後に、新設の可能性について総合的な判断をするようにしております。そして総合計画、年次計画へ反映し、優先順位に基づいて新設している段階であります。

このような観点から本請願の現場となります四ツ屋の上前村地区に簡単な現場説明を準備してございますので、何卒、現場のご確認のほどをお願い申し上げまして、参考意見とさせていただきます。以上です。

- 委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

それでは、現地を調査いたしたいと思います。

公用車を準備しますので、概ね10分後に玄関前に準備をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

---

休憩（午後1時10分～午後2時11分）

---

- 委員長（渡邊秀俊） それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

請願第17号の審査を引き続き行います。

現地も調査いたしました。本件に関して、ご意見・ご質問等お願いします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 基準値よりも設置しているというそうした事例はまああるのではないかと思います。実態のほどは如何なものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） 郡山防災管理監。

○総務部次長兼防災管理監（郡山茂樹） 市内全体を考えますと消火栓 1, 070 あります。防火水槽、ある一定の期間、ずっと水を溜めておく水槽が 1, 139 ですから約 1, 150、これが大仙市内全部やっています。そういった観点でこの地図のようにやっているんですけども、まだまだ行きとどかない、特に中山間部に多いということで、たった 2 軒の西仙北の 2 世帯しか住んでいないところをどうやって守るかとか、というのも今、消防署と検討して、じゃ装備の部分でポンプ車の大きいやつを西分署に配置しようとか、そういった部分で、総合的に検討しております。当然、消防団の意見も聞きながらですね。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時、休憩いたします。

---

休憩（午後 2 時 15 分～午後 2 時 18 分）

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を再開いたします。

はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 先ほどある方が申しましたけれども、やはり一つの基準というのが設けられておまして、そしてまだまだ行きとどかない場所が結構ありますので、今回のこの請願に対しては、私は範囲内に入っておりますので、反対するものであります。以上。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） それではこれより挙手により採決いたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（1 人が挙手）

○委員長（渡邊秀俊） 挙手少数であります。

よって本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、

を議題といたします。

お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長(渡邊秀俊) 次に、「閉会中の委員派遣について」お諮りいたします。

常任委員会行政視察のため、閉会中の委員派遣を行うにあたり、お手元に配付しておりますとおり、「委員派遣承認要求書」を議長に対し提出したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長(渡邊秀俊) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長(渡邊秀俊) これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

大変どうもご苦労さまでした。

午後2時25分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊